

令和4年8月24日

精華町教育委員会

教育長 川村 智 様

精華町教育委員会所管施設

指定管理者評価委員会

委員長 石倉 研



精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会における審査及び評価結果  
について

精華町教育委員会所管施設指定管理者評価委員会設置要綱第2条の規定に基づき、指定管理者が行う下記施設の管理運営状況等について審査及び評価を行いましたので、その結果を下記のとおり報告します。

## 記

### 1 指定管理者の名称

特定非営利活動法人精華町スポーツ協会

### 2 公の施設の名称

精華町立体育館・コミュニティーセンター及び町内体育施設

①精華町立体育館・コミュニティーセンター

②打越台グラウンド・テニスコート

③池谷公園多目的コート

④木津川河川敷多目的広場

### 3 指定期間

平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間

### 4 審査及び評価対象期間

令和3年度実績

(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間)

### 5 審査及び評価方法

指定管理者から提出された事業報告書、教育委員会によるモニタリング評価結果、指定管理者に対するヒアリング等により審査するとともに評価を実施した。本委員会

の委員3名により、議論を尽くす中で、十分な審査及び評価が実施できたものと考えられる。なお、本委員会は、令和3年度における指定管理者業務運営実績に対する審査及び評価を実施するものである。

## 6 審査及び評価結果

当該施設の管理運営業務に係る令和3年度実績については、審査の結果、総合的に適正な管理運営業務が実施されたものと評価した。

なお、今後の管理運営業務がさらに充実したものになるよう、指定管理者及び教育委員会として引き続き検討されたい点についても、次のとおり本委員会の意見として記すこととした。

### (1) 評価した点

- ①指定管理者は、コロナ禍による臨時休館期間等を活用し、ホームページやSNSの動画配信等に努められ、情報発信の充実を図られた。
- ②指定管理者は、感染症拡大防止対策を十分に行い、利用者の安全・安心を確保しながら、生涯スポーツ・文化の振興及び利用者サービス向上のためスポーツ教室や文化教室などの自主事業に積極的に取り組まれた。
- ③指定管理者は、公の施設の役割を十分認識され、町からの新型コロナウイルス感染症ワクチン集団接種会場の要請に積極的に協力された。
- ④指定管理者は、教育委員会からのコロナ禍による臨時休館等の要請に応じるとともに、府補助金・支援金等を活用して利用料金等の減収補填に努められた。

### (2) 検討を要する意見

- ①指定管理者は、持続可能な管理運営のために、収支のバランスを維持し、収入確保と施設利用に支障を来さない範囲で引き続き業務の効率化を図られたい。
- ②指定管理者は、教育委員会と協力して、利用者の利便性向上やコスト削減、現金管理リスク軽減のために、受付方法や決済方法について、検討をされたい。
- ③教育委員会と指定管理者は、むくのきセンターが公の施設であり生涯学習の拠点施設である特性を生かし、より地域住民のニーズに的確に応えるとともに、良好なコミュニティ形成に寄与するような意識を共有して管理運営の取組を進められたい。
- ④教育委員会は、引き続き指定管理者と連携し、施設の役割が十分に発揮されるよう、維持管理と施設の予防保全、維持修繕等に必要な財源確保に努められたい。